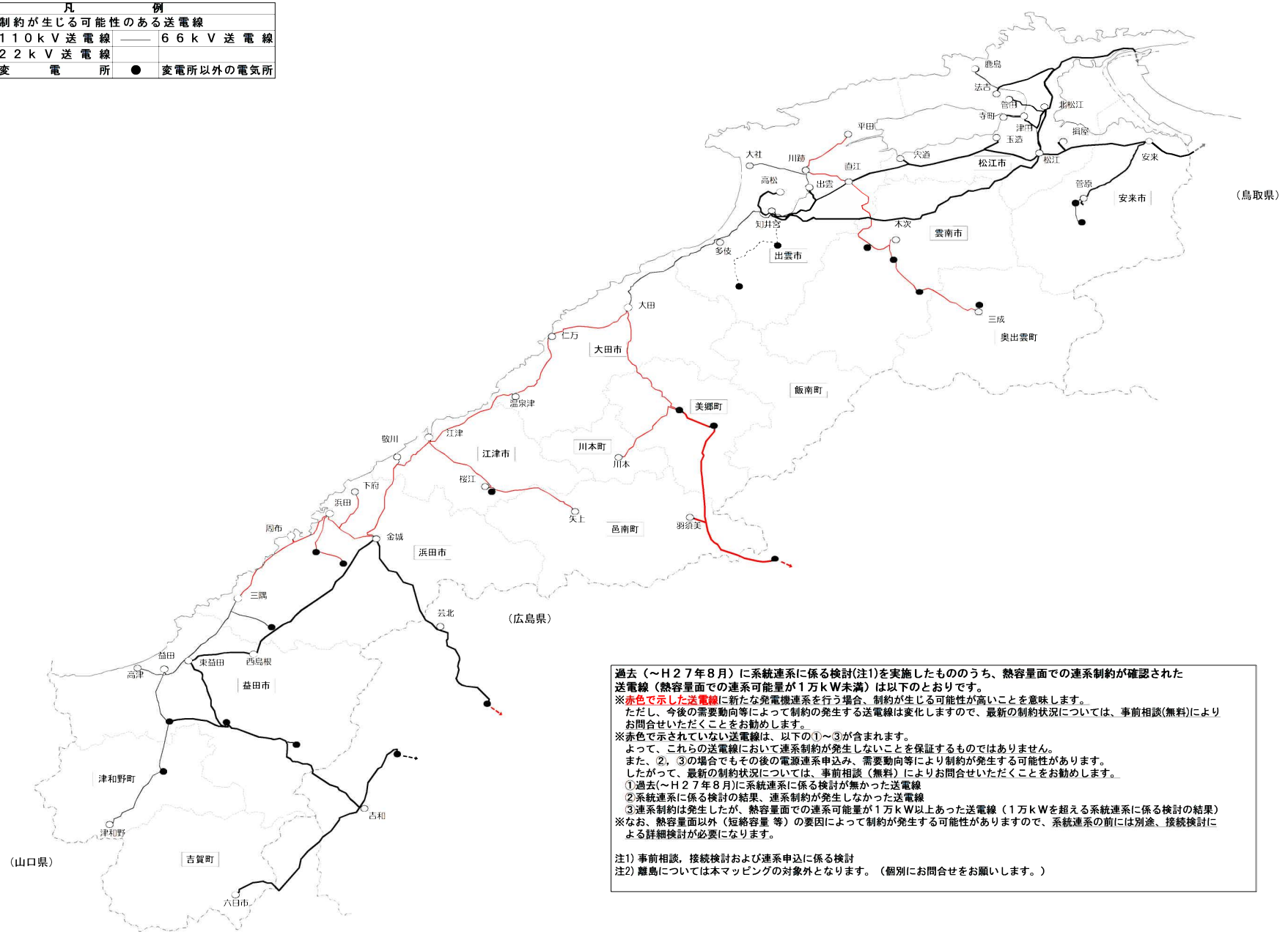


系統連系制約（マッピング）（島根県）

凡		例	
—	制約が生じる可能性のある送電線	—	110kV送電線
—		—	66kV送電線
---		---	22kV送電線
○	変電所	●	変電所以外の電気所



過去（～H27年8月）に系統連系に係る検討(注1)を実施したもののうち、熱容量面での連系制約が確認された送電線（熱容量面での連系可能量が1万kW未満）は以下のとおりです。

※赤色で示した送電線に新たな発電機連系を行う場合、制約が生じる可能性が高いことを意味します。ただし、今後の需要動向等によって制約の発生する送電線は変化しますので、最新の制約状況については、事前相談(無料)によりお問合せいただくことをお勧めします。

※赤色で示されていない送電線は、以下の①～③が含まれます。よって、これらの送電線において連系制約が発生しないことを保証するものではありません。また、②、③の場合でもその後の電源連系申込み、需要動向等により制約が発生する可能性があります。したがって、最新の制約状況については、事前相談(無料)によりお問合せいただくことをお勧めします。

①過去（～H27年8月）に系統連系に係る検討が無かった送電線
 ②系統連系に係る検討の結果、連系制約が発生しなかった送電線
 ③連系制約は発生したが、熱容量面での連系可能量が1万kW以上あった送電線（1万kWを超える系統連系に係る検討の結果）

※なお、熱容量面以外（短絡容量等）の要因によって制約が発生する可能性がありますので、系統連系の前には別途、接続検討による詳細検討が必要になります。

注1) 事前相談、接続検討および連系申込に係る検討
 注2) 離島については本マッピングの対象外となります。（個別にお問合せをお願いします。）